高知県 新しい公共支援事業 基本方針(案)

都道府県担当部局
文化生活部 県民生活・男女共同参画課

1. 都道府県内の新しい公共の活動の現状等

(1)人口、年齢構成、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等について

1. 高知県の人口推移と将来の状況等について

本県の人口は、平成 17 年の国勢調査では 796, 292 人である。平成 22 年の国勢調査県速報値では 764, 281 人で、前回の調査と比べて \triangle 4. 02%となっており、人口減少の傾向が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計 (H19)」では、平成47年には20万人減の596,000人となることが推計されている。

人口の自然減は、全国に15年先行して平成2年から始まり、経済や地域活動など社会の多くの面で影響が出ている。人口減少の要因としては、「社会減」が近年やや緩和の傾向にあるものの、高齢化の進展や若者世代の減少に伴う「自然減」が加速していることがあげられる。

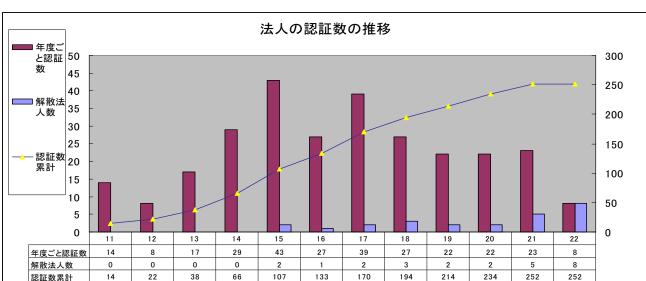
また、人口を年齢別にみると、平成 17 年調査では、15 歳未満人口(年少人口)は 102,421 人(県人口の 12.9%)、15~64 歳人口(生産年齢人口)は 487,367 人(同 61.2%)、65 歳以上人口(老年人口)は 206,375 人(同 25.9%)となっている。年少人口は減少を続け、逆に老年人口は増加を続けている。

県内の高齢化率は、平成22年調査では28.4%と全国に10年先行しており、中山間地域では、50世帯未満の集落が6割ほどを占めるなど、地域での子育てや介護、自立支援などが課題となっている。

2. 高知県のNPO法人等の状況について

特定非営利活動促進法が施行されてから 12 年が経過し、本県のNPO法人数は平成 11 年の 14 団体から 252 団体と大きく増加し、高知県ボランティア・NPOセンターが運営する「こうちボランティア・NPO 情報システム (ピッピネット)」に登録しているNPO数も約600 団体になっている。

行政でもない、企業でもない、社会の新たな担い手として、これらNPOは、多様な住民ニーズに応じた活動を行っている。



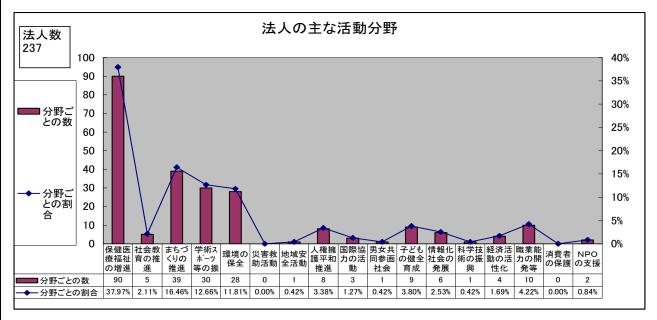
高知県県民生活・男女共同参画課調べ(H22.12.31 現在)

公益法人数: 296(H23.1.20 現在) 社会福祉法人数: 159(H21.4.1 現在)

学校法人数:44(H22.5.1 現在)

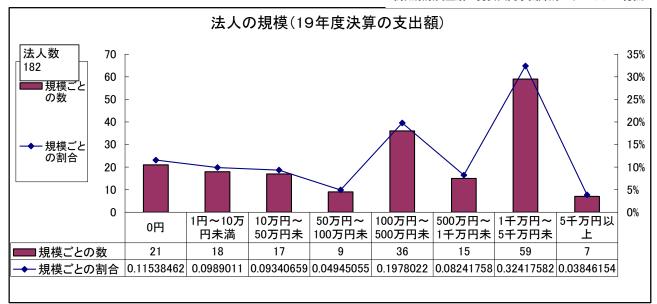
県内のNPO法人の活動分野を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を主な活動分野とする法人が最も多く、続いて「まちづくりの推進を図る活動」、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「環境の保全を図る活動」を行う法人が多くなっている。

また、これら4分野以外を主な活動分野とするNPO法人も少なからず存在し、さまざまな分野でNPO活動が行われていることが伺える。



高知県県民生活・男女共同参画課調べ(H21.9.30 現在)

一方、NPO法人の財政規模を平成19年度決算の支出額で見ると、100万円未満の法人が全体の3分の1を超えているが、1,000万円を超える法人も同数程度存在している。



高知県県民生活・男女共同参画課調べ(H20.8.31 現在)

財政規模が 100 万円未満の法人については、福祉、環境、まちづくりなどの自主的なボランティア活動を 行っている団体が多くなっている。

一方、財政規模が 1,000 万円以上の法人は、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行に合わせて法人化 した福祉系の団体や、指定管理者制度の導入により、公共施設の指定管理者となった団体が多くなってい る。

●財政規模 100 万円未満の法人 の主な活動分野(65 法人)

主な活動分野	法人数
保健医療福祉の増進	2 2
環境の保全	1 5
学術文化芸術スポーツの振興	9
まちづくりの推進	8
その他	1 1

●財政規模 1,000 万円以上の法人 が行っている事業

(66 法人、重複実施あり)

福祉系事業	3 0
指定管理事業	1 7
受託事業	1 0
自主事業	1 4

3. 高知県のNPO活動の事例について

県内では、多様な地域の課題やニーズに対応した特色ある活動を行うNPOや、NPOを支援する中間 支援組織も育ってきつつある。

【特色ある活動】・ICTを活用した地域活性化、

- ・離島をまるごと博物館にした持続可能な里海づくり
- ・子どもの読書活動を作るための市民運営図書館づくり
- ・障害者の就労機会増加のための企業との事業連携 など

【中間支援組織】・高知県ボランティア・NPOセンター

- ・NPO法人NPO高知市民会議
- ・NPO法人高知県西部NPO支援ネットワーク
- ・NPO法人環境の杜こうち など

(2)新しい公共の活動の現状認識

公共サービスは行政だけで担うものという従来の考え方を見直し、官と民が協力しながら県民サービスを高めていくことが求められており、新しい公共の担い手として、地域の課題を解決し、活性化を図る住民やNPOが期待されている。とりわけNPOは、中心的な役割を果たす存在として、その育成支援は非常に大切であると考えている。

そのため、平成22年3月に策定された新しい県の「行政改革プラン」にも官民協働型の県政の推進を掲げ、民や地域との新たな協働を積極的にバックアップし、県庁が率先して汗をかく取組を進めているところである。

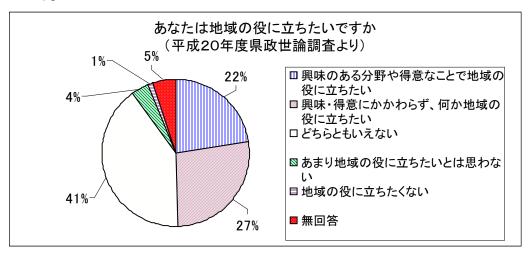
これまでも、平成11年に制定した「高知県社会貢献活動推進支援条例」や、「高知県社会貢献活動 支援推進計画」に基づき、社会貢献活動を推進するためのさまざまな支援を行ってきており、NPO 団体の数の増加や、NPOと行政との協働が進むなど、県内への社会貢献活動の広がりという面で一 定の成果が得られている。

行政にはない民間のノウハウや柔軟な発想力で公の施設の指定管理や、アウトソーシングによる委託事業の受注や地域課題に向けた補助事業の展開などNPOと行政の協働の取組の成功事例も地域で根付き始めており、県内NPOの中には、ICTを活用した地域づくりへの取組が評価され総務大臣表彰を受賞するなど、経営面でも自立した社会企業家として活躍できるNPOも育ってきている。

しかしながら、まだまだ、経営ノウハウや情報発信力の不足をはじめ、これらを支える人材の確保など課題を抱えているところが多くあるのが現状である。

1. 新しい公共の活動に対する県民意識について

平成20年度の「高知県県民世論調査」においても、何らかの形で地域の役に立ちたいと思っている 人の割合が約半数と、地域のために何かをしようという思いのある人が少なからず存在するという結 果となっている。



2. アンケート調査結果からみた県内NPO等の状況について

H21 年4月に高知県ボランティア・NPOセンターが県内NPOを対象に実施したアンケート調査で得られた結果では、

※NPO法人等法人 246 団体、任意団体 346 団体の計 596 団体に郵送法で実施。≪回答 347 団体。回収率;58.6%、 法人;167 団体、任意団体 173 団体、不明等 7 団体≫

①人材確保の状況

NPO活動の第一の基盤である「活動又は事業を企画・リードする中心メンバー」と、「事業を実施する際に動いてくれる人」、この2つが十分な団体は22.0%、どちらも不十分とする団体は64.1%。

②活動支援者の存在の状況

支援してくれる企業の存在する団体は、28.3%。支援してくれる行政職員が存在する団体は、55.6%。企業については、まだまだの状況であるが、行政職員については状況の好転がうかがえる。

③活動資金の状況

活動資金が十分あるとする団体は 28.4%。活動資金規模は零細なNPOが多数を占めており、収入・支出ともに 10万円未満の団体が全体の4分の1を超えている。また、半数を超える団体が100万円未満となっている。

一方、収入、支出ともに 1,000 万円を超える団体が 17.9%と、この 10 年で 4 倍近くに増加して おり、二極分化の傾向が見られる。

4情報発信の状況

情報発信は、十分とする団体が15.6%。不十分だとする団体が84.4%。

⑤行政との協働の状況

「推進すべき」とする団体は89.4%。「推進すべきと思わない」とする団体は10.6%。また、何らかの形で行政と協働して活動をしたことがあるとする団体は66.5%で、そのうちの92.7%が、「協働が団体のミッションの達成に効果があった」と評価している。

協働を通じて「行政によるNPO理解が進んだ」とする団体は80.2%に達し、NPOによる 行政理解についても、81.6%が「進んだ」と回答している。

行政の側でも、NPOの側でも、お互いが大切なパートナーという認識が拡がっている。

こうしたアンケート調査結果からわかるように、新しい公共の担い手として、NPOへの期待が高まっているが、NPOの活動基盤や財政基盤等はまだまだ脆弱で、支援が必要な状況にある。

2. 「新しい公共」の活動を推進する上での課題

NPO等の活動のすそ野を広げていくためには、NPO等の人材確保・人材育成と活動資金の確保は大きな課題である。また、その人材確保や資金調達の基盤となる広報力(情報発信力)の強化や取組も課題となっている。

また、地域の課題や出来事を多くの住民に知ってもらい関心を持ってもらうこと、NPO活動を社会的に認知してもらうことも大切である。

さらに、行政やNPO、企業など地域の様々な団体や個人が地域づくりに主体的に参画することが必要であるが、十分に連携できていないことや協働相手とのネットワークづくりが十分でないこと、行政職員の意識改革が進んでいないことなども課題となっている。

なお、平成21年3月の「高知県第2次社会貢献活動支援推進計画」の策定にあたり、県内NPOや 市町村、企業等にNPO活動を推進する上での課題についてヒアリングを実施したが、その際には、次 のような課題があがっている。

(1) NPO等

- ・活動する人材の確保、活動場所の確保が困難。
- ・活動資金も不十分。
- 各種助成金の情報提供が必要。
- ・人材育成や情報提供などの活動基盤支援の施策が必要。
- ・新たな活動資金獲得のための仕組み(寄付金制度、融資制度など)づくりが必要。

(2) 県、市町村

- ・行政職員の社会貢献活動に対する理解や認識を高めることが必要。
- ・行政職員が現場を知ることが必要。
- ・行政職員からNPOや住民に対して、地域課題を共有するための積極的な働きかけが必要。
- ・県は、他の地域での事例紹介などの情報提供や情報交換の場を設けてほしい。

- ・市町村では、担い手づくりをしないと特定の人に負担がかかる。
- ・県の地域支援企画員の積極的な関わりがほしい。

(3)企業

- ・企業が行う社会貢献活動に対する公正な評価や企業メリットを感じることができるような仕組みづくりが必要。
- ・経営者などが参画し、主体的な取り組みを推進するための組織を立ち上げることも必要。
- ・構想や計画段階から企業が参画する機会が必要。

(4) 県民

- ・行政との連携や信頼関係が不十分。
- ・地域活動により多くの住民の参加を得るためには、地域の課題や出来事を多くの住民に知ってもら うことが必要。
- ・地域の課題について、住民や、NPO等が行政側と話をする場が必要。
- ・関心のない人にいかに関心を持ってもらうかも課題である。
- ・地域の人は新しいことを始めるのは得意だが、古いしきたりや慣行を変えるのは苦手であること。

- 3.「新しい公共」の活動を推進するための取り組み方針
- (1)新しい公共支援事業(2年間)の取り組み方針

1. 目標

「新しい公共」の担い手となる県内のNPO等の自立的な活動を後押しし、その拡大と定着を図るとともに、自治体職員の意識改革も促すことを通して、第2次高知県社会貢献活動支援推進計画(以下、推進計画という。)が掲げる2つの目標「NPO等が自立し、地域の主体となって活動する社会づくり」、「県、市町村、事業者、NPO団体相互のパートナーシップが確立された社会づくり」の実現を図る。

2. 基本的な考え方

推進計画が定める次の4つの基本方針に沿って取り組み、NPO等が活動しやすい環境づくりを進め、県、市町村、事業者、県民、NPO等の各主体がそれぞれ必要な役割を果たし、お互いの連携によるパートナーシップを確立して、地域力を高め、元気な高知を目指す。

- (1) 社会貢献活動団体の育成、活動の拡大
 - ①活動基盤の整備
 - ②財政基盤の整備
 - ③人材育成
- (2) 社会貢献活動団体に対する県民の理解と参加の促進
 - ①県民への普及啓発
 - ②学習機会の創出
- (3) 市町村、事業者、大学等教育機関、中間支援組織との連携
- (4) 社会貢献活動団体と各主体との協働の促進
 - ①職員の協働に対する理解の促進
 - ②相互理解による協働の促進
 - ③協働に関する情報提供

3. 具体的な取組

(1) つなぎ融資への利子補給事業 <基本方針中の実施項目 2-(1)-②>

NPO等のつなぎ融資の負担を軽減するため、利子の一部を補助するとともに、委託 費の概算払いへの移行促進を図る。

(2) 融資利用の円滑化のための支援事業 〈基本方針中の実施項目 2-(1)-②〉

NPO等の活動資金調達のためのスキルアップを図り、金融機関等による融資の円滑 化を推進する支援事業を実施する。

(3) NPO等の活動基盤整備のための支援事業

<基本方針中の実施項目 2-(1)-①②③、2-(2)-①②、2-(3)、2-(4)-①②③>

専門家の派遣や広報、市民ファンドの創設などNPO等の各種活動基盤をパワーアップさせる事業を実施し、活動の活性化と自立を促す。

(4) 寄附募集支援事業 〈基本方針中の実施項目 2-(1)-②、2-(2)-①②〉

NPO等がファンドレイジングの意識を高めることにより、寄付者の理解、共感を得て 資金調達が進んでいくよう支援するとともに、県民への意識啓発等により寄附文化の醸成 を図る。

(5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

〈基本方針中の実施項目 2-(1)-(1)、2-(3)、2-(4)-(1)(2)(3)〉

多様な担い手と市町村が協働で地域課題解決を図る先進的なモデル事業に助成し、新しい公共の場づくりを推進する。

(6) 運営委員会開催事業、共通事務に関する事業

<基本方針中の実施項目 2-(1)-①②③、2-(2)-①②、2-(3)、2-(4)-①②③>

本支援事業に関する普及啓発事業を実施するとともに、本支援事業を適切かつ円滑に実施するため、運営委員会開催等の共通的な事務を行う。

4. 実施にあたっての基本コンセプト

国の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」に基づき、基本コンセプトを 次のとおりとする。

(1) 三原則

- ①NPO等の自立的活動を間接的に後押しすることを基本とする。 支援事業は地域における取組が定着するまでの2年間の暫定的な対応とする。
- ②支援事業の選定などを行う運営委員会は、市民, NPO、企業等の多様なメンバーによる 官民協働の取組として公平性を確保する。
- ③支援事業の選定過程は、可能な限り開示し、透明性を確保するとともに、支援を受けるN PO等は、報告と情報公開の徹底により、県民の監視と評価を受ける。また、NPO等の 創意工夫に富んだ企画提案等を取り入れ、運用できる仕組みとする。

(2) その他基本的な考え方

- ①支援事業は、将来にわたって継続し、発展することが可能となる人材、仕組みづくりに重点をおくものであること。
- ②従来の事業では十分対応できなかった支援の核心を突く新しい内容が含まれ、確実に効果があがる事業に重点投資を図るものであること。
- ③支援事業の推進に当たっては、民間等の豊富なノウハウを生かすため、可能な限り、中間支援組織等との協調と連携を図るものであること。
- ④NPO等の信頼性向上のため、情報開示を支援するものであること。
- ⑤NPO等と地域の企業や経済界との連携を重視し、その取組の強化を促し、地域貢献と雇用や参加の場の拡大を図るものであること。
- ⑥行政職員の理解と意識改革を促し、意欲と創造力のあるNPO等と行政の連携・協働の強化 を図るものであること。

- ⑦NPO等多様な担い手が協働して地域の課題解決に当たる仕組みづくりと普及を図るものであること。
- ⑧既存の制度や規制の制約の壁を乗り越え、「新しい公共」の取組の幅の拡大を図るものであること。
- ⑨都道府県を超えた広域的な連携に配慮するものであること。
- ⑩支援事業の実施に当たっては、NPO担当部局以外の複数の部局が関係することが想定されるので、支援事業の窓口となる部局を定めて、関係部局との連携と情報の一元化を図るとともに、各担当部局間の役割分担を明確にし、事業が有効に進められるようにすること。
- ①支援事業終了後における事業の成果目標を定めて取り組んでいくものとすること。

(2) 将来の展望(事業実施による波及効果)

1. 新しい公共の場づくり、市民の参加

- ・支援事業を通じて、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着が図られることにより、公的な財やサービスの効率的な提供と、 地域における雇用や参加の場が拡大する。
- ・協働モデル事業の実施により、サービスやコストなどの改善効果や他事業への波及効果が期 待できる。
- ・地域の課題解決や価値創造につながる新しい取組が普及することで「新しい公共」が目指す 社会づくりの進展につながる。

2. 寄附文化の発展

- ・NPO等のファンドレイジングに対する意識が高まる。
- ・NPO等が情報発信力を身につけることにより、寄附者の理解、共感を得られやすくなり、 寄附文化が発展、定着していくようになる。

3. 担い手の自立的活動の発展

・NPO等が寄附や融資を受けやすい環境が整備され、ボランティアネットワークや情報提供などの人的または技術的な活動基盤の整備が進むことにより、NPO等新しい公共の担い手の活動が自立・定着していく。

4. NPO等の情報開示

・財務諸表の作成等についての知識、技術を習得し、自らの財務状況等について適切に開示することにより、企業や県民等、寄附者の理解を得ることができ、寄付を集めやすくなる。

5. 融資利用の円滑化

・NPO等の、「金融機関等から融資を受けるスキル」が向上して活動資金を調達しやすくなり、 活動の活性化が図られる。

(3) 実施要領第5の7の(1)の成果目標

	評価項目 (計算方法等も簡単に説明)	成果目標
1		
2		
3		
4		
5		

[※] 評価項目はいくつ設定していただいても構いません。

[※] 交付申請時は空欄でも結構です。